

平成十八年十月

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の
協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善
に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の説明書

外
務
省

目次

ページ

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
二	議定書の内容	一
三	議定書の実施のための国内措置	二

一 概説

1 議定書の成立経緯

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）は、鶏肉の関税割当てについては協定発効後一年目に協定発効後二年目から五年目までの枠内税率、牛肉及びオレンジ生果の関税割当てについては協定発効後二年目に協定発効後三年目から五年目までの枠内税率を両国間で協議すること、さらにメキシコが行う牛肉の関税割当てについては協定発効後二年目に協定発効後三年目から五年目までの合計割当数量を両国間で協議することを規定している。これに基づき、両国間で協議を行った結果、枠内税率等を定める議定書案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十八年九月二十日にメキシコ市において、日本側成田駐メキシコ大使とメキシコ側ガルシア・デ・アルバ経済大臣との間でこの議定書の署名が行われた。

2 議定書締結の意義

協定は、両国間の貿易の自由化を含む幅広い分野での経済上の連携を強化するものであるが、この議定書の締結が、両国間の貿易の促進に資することが期待される。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文四箇条及び末文並びに議定書の不可分の一部を成す付表から成っている。その概要は、次のとおりである。

1 締約国は、議定書の不可分の一部を成す付表一及び付表二に定める合計割当数量及び枠内税率によって拘束されることを定める。 (第一条)

2 付表一及び付表二は、協定第五条5の規定に基づき、それぞれ、協定附属書一第二節及び第三節の注釈1(b)、4(b)及び10(b)並びにこれらの注釈に対応する表に規定する譲許であって当該付表に対応するものに代わることを定める。(第二条)

3 議定書は、協定第五条5の規定に基づき両締約国がそれぞれ国内法上の手続に従って承認するものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日の後三十日目の日に効力を生じ、協定が有効である限り、効力を有することを定める。(第三条)

4 議定書は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とし、解釈に相違がある場合には、英文によることを定める。付表一は、

日本語及び英語により作成され、付表二は、スペイン語及び英語により作成されることを定める。(第四条)

5 協定附属書一第二節及び第三節の注釈1(b)、4(b)及び10(b)並びにこれらの注釈に対応する表の従来の規定に代わる規定について定める。(付表)

(1) 牛肉、鶏肉及びオレンジ生果の関税割当てについて適用される枠内税率は、次のとおりである。

イ 牛肉の協定発効後三年目から五年目までの枠内税率は、冷蔵・冷凍肉(八品目)については実行最恵国税率の二十パーセントを減じて得た税率、内臓・タン及びほほ肉(四品目)については実行最恵国税率の四十パーセントを減じて得た税率、それ以外の品目については実行最恵国税率の十パーセントを減じて得た税率とする。

ロ 鶏肉については、すべての品目につき協定発効後二年目の枠内税率は、実行最恵国税率の十パーセントを減じて得た税率とし、三年目から五年目までの枠内税率は、鶏肉調整品については実行最恵国税率の四十パーセントを減じて得た税率、骨なし鶏肉(冷凍)については実行最恵国税率の二十八・五パーセントを減じて得た税率、骨付きもも肉(冷凍)については実行最恵国税率の二十パーセントを減じて得た税率、それ以外の品目については実行最恵国税率の十パーセントを減じて得た税率とする。

ハ オレンジ生果の三年目から五年目までの枠内税率は、実行最恵国税率の五十パーセントを減じて得た税率とする。

(2) メキシコが行う牛肉の関税割当ての合計割当数量は、三年目については三千トン、四年目については四千トン、五年目については六千トンとする。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。